

加賀市ごみカレンダーにおける広告掲載取扱要綱

令和7年10月24日
告示第95号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発行するごみ収集日カレンダー(以下「ごみカレンダー」という。)に掲載できる広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 ごみカレンダーに掲載できる広告は、市民生活に密着した公共性を有するもの又は市内の事業活動の発展に資するもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) ごみカレンダーの公共性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 個人の思想、信条に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動若しくは個人的宣伝に関するもの又は意見広告その他これらに類するもの
- (6) 著作物の宣伝、講演会の案内又は会員の募集に関するもの
- (7) 他者を批判、誹謗、中傷又は排斥するもの
- (8) 公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定されている者をいう。以下この号において同じ。)にある者並びに公職の候補者及び公職の候補者になろうとする者の氏名を掲載するもの。ただし、市長が適当と認めたものはこの限りでない。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第4項から第11項までに規定する営業に該当するもの
- (10) 市民に不利益を与えるおそれのあるもの
- (11) 虚偽又は誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (12) 広告の内容に関して市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (13) 情報の真偽及び出所が明確でないもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が、ごみカレンダーに掲載する広告として適当でないと認めたもの

(掲載者の資格)

第3条 広告の掲載をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は事務所を有する者であって、市税等を滞納していないもの
- (2) 市外に事務所を有する者であって、広告掲載申込日以前1年間に、競争入札及び随意契約に参加し、かつ、市が発注する事業等について契約を締結したもの
- (3) 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立の認証を受けたものをいう。)又はボランティア団体など営利を目的とせず、社会貢献活動をするもの。
- (4) 市と連携協定を締結している者

(掲載の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、「ごみ収集日カレンダー」広告掲載申込書(別記様式。以下「広告掲載申込書」という。)に掲載しようとする広告の版下を添えて、市長が別に定める期日までに、市長へ提出しなければならない。

2 ごみカレンダーへの広告の掲載の申込みは、原則、1申込者につき1枠とする。ただし、広告を掲載する枠数に余剰が生じるなど、市長が特に認める場合は、この限りではない。

3 申込者は、広告掲載申込書を提出する際には、運転免許証、定款の写しその他の前条に規定するものであることを証明できる書類を提示しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の広告掲載申込書の提出があったときは、内容を審査し、広告掲載を決定するものとする。ただし、広告を掲載する枠数を超える広告掲載の決定を受けるものがいたときは、くじにより決定する。

2 市長は前項の規定により広告掲載を決定したときは、当該申込者に通知するものとする。

(大きさ、掲載位置等)

第6条 広告の大きさは、縦40ミリメートル、横77ミリメートルとする。

2 広告を掲載する位置及び枠数は、市長が別に定める。

3 広告を掲載する順序は、くじで定める。

(版下)

第7条 広告の版下に関する一切の責任は、広告の掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)が負うものとする。

2 広告の版下の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(掲載料)

第8条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、1枠12万円とする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに、掲載料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(掲載料の不還付)

第9条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

(掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込みによって掲載の決定を受けたとき。

(2) 掲載料を指定する期日までに納入しないとき。

2 市長は、広告主が前項の規定による広告の掲載の決定の取消しを受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式(第4条関係)

「ごみ収集日カレンダー」広告掲載申込書

年 月 日

(宛先)加 賀 市 長

申込者 住 所
名 称
代表者名
電話番号
FAX番号

「ごみ収集日カレンダー」に広告を掲載したいので、版下を添えて、次のとおり申し込みます。

また、申込みに当たり、私(当社)の貴市分市税納付状況について調査を受けることに同意します。

1 広告掲載料金

1枠 120,000円

2 広告の大きさ、希望枠数

広告の大きさ 縦40ミリメートル、横77ミリメートル

希望枠数 _____ 枠 (申込多数の場合は1枠のみ)

3 版下 (完全原稿)

別添のとおり